

別表三（四）の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第63条第2項第1号《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和8年3月31日以前に行うものを除きます。）について同条第3項（第2号から第6号までに係る部分に限ります。）

の規定の適用を受ける場合（その譲渡に係る土地等（措置法第62条の3第2項第1号イ《土地の譲渡等がある場合の特別税率》に規定する土地等をいいます。）の面積が1,000平方メートル以上である場合に限ります。）に記載します。